

輝く“とちぎ”づくり表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、NPO・ボランティア団体（以下「NPO等」という。）と企業、大学、公益（一般）社団（財団）法人、社会福祉法人、コミュニティ団体等が協働して行う、栃木県内における優れた社会貢献活動を表彰するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 栃木県内において協働で取り組む優れた社会貢献活動を表彰し、連携の重要性や効果を広く周知することにより、社会貢献活動に対する県民の関心を高め、実践を促し、県民協働によるとちぎづくりを推進することを目的とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象となる取組は、NPO等と企業、大学、公益（一般）社団（財団）法人、社会福祉法人、コミュニティ団体等が地域の課題を解決するため、それぞれの特性を生かしながら協働で取り組む社会貢献活動であり、次に掲げる要件をすべて満たす取組とする。

(1) 栃木県内に事務所を有するNPO等が主体となり、企業、大学、公益（一般）社団（財団）法人、社会福祉法人、コミュニティ団体等との協働の取組であること。

(2) 栃木県内で現在継続中の取組であること。

(3) 行政機関からの委託による取組ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、協働して取り組む団体が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰の対象としない。

(1) 暴力団等の反社会的勢力に該当する、または交流がある場合

(2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体である場合

(3) 表彰結果及び取組内容の公表に同意しない場合

(4) 前各号の他、重大な法令違反など、極めて不適切な事由がある場合

(応募の方法)

第4条 応募は、自薦又は他薦によるものとし、別紙に定める様式に必要事項を記載の上、知事に提出することにより行うものとする。

2 応募は1団体につき各年度一つの取組とする。

(選考方法)

第5条 知事は、応募があったときは、輝く“とちぎ”づくり表彰選考委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て、被表彰取組を決定する。

(審査の方法)

第6条 委員会は、別に定める輝く“とちぎ”づくり表彰選考基準（以下「選考基準」という。）に基づき最優秀賞候補1件、優秀賞候補2件程度を選考する。

なお、応募件数が10件を超える場合は、栃木県県民生活部県民文化課において書面審査を行い、選考基準を参考に10件程度に絞り込み、委員会により選考する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰式を開催し、知事が表彰状を授与して行うものとする。

(表彰内容の公表)

第8条 県は表彰された取組について、県のホームページ等各種広報媒体により広く周知する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。